

ペルー
産業財産法
法律第 823 号
1996 年 5 月 24 日施行

目次

第 I 章 適用範囲

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 II 章 総則

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 III 章 手続総則

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 IV 章 特許

第 I 節 特許要件

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 II 節 特許所有者

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 III 節 特許出願

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 IV 節 出願の処理

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 V 節 特許権の内容

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 VI 節 特許所有者の義務

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 VII 節 ライセンス

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 VIII 節 特許権の保護

第 85 条

第 IX 節 特許の無効

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 X 節 特許権の失効

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 V 章 保護証

第 93 条

第 94 条

第 95 条

第 96 条

第 VI 章 实用新案

第 97 条

第 98 条

第 99 条

第 100 条

第 101 条

第 VII 章 意匠

第 102 条

第 103 条

第 104 条

第 105 条

第 106 条

第 107 条

第 108 条

第 109 条

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 113 条

第 114 条

第 115 条

第 VIII 章 産業秘密

第 116 条

第 117 条

第 118 条

第 119 条

第 120 条

第 121 条

第 122 条

第 123 条

第 124 条

第 125 条
第 126 条
第 127 条

第 IX 章 商標とサービスマーク

第 I 節 総則

第 128 条
第 129 条
第 130 条
第 131 条
第 132 条
第 133 条
第 134 条
第 135 条
第 136 条
第 137 条

第 II 節 手続

第 138 条
第 139 条
第 140 条
第 141 条
第 142 条
第 143 条
第 144 条
第 145 条
第 146 条
第 147 条
第 148 条
第 149 条
第 150 条
第 151 条
第 152 条
第 153 条
第 154 条
第 155 条
第 156 条
第 157 条
第 158 条
第 159 条

第 160 条

第 161 条

第 III 節 登録に基づく権利

第 162 条

第 163 条

第 164 条

第 165 条

第 166 条

第 167 条

第 168 条

第 169 条

第 170 条

第 171 条

第 IV 節 登録の取消

第 172 条

第 173 条

第 174 条

第 175 条

第 176 条

第 177 条

第 178 条

第 179 条

第 180 条

第 V 節 登録の無効

第 181 条

第 182 条

第 183 条

第 184 条

第 X 章 登録の失効

第 185 条

第 XI 章 周知標章

第 186 条

第 187 条

第 188 条

第 XII 章 広告スローガン

第 189 条

第 190 条
第 191 条
第 192 条
第 193 条
第 194 条
第 195 条

第 XIII 章 団体標章と証明標章

第 196 条
第 197 条
第 198 条
第 199 条
第 200 条
第 201 条
第 202 条
第 203 条
第 204 条
第 205 条
第 206 条

第 XIV 章 商号

第 207 条
第 208 条
第 209 条
第 210 条
第 211 条
第 212 条
第 213 条
第 214 条
第 215 条
第 216 条
第 217 条

第 XV 章 原産地名称

第 218 条
第 219 条
第 220 条
第 221 条
第 222 条
第 223 条
第 224 条

第 225 条
第 226 条
第 227 条
第 228 条
第 229 条
第 230 条
第 231 条
第 232 条
第 233 条
第 234 条
第 235 条
第 236 条
第 237 条
第 238 条
第 239 条

第 XVI 章 侵害に対する救済

第 240 条
第 241 条
第 242 条
第 243 条
第 244 条
第 245 条
第 246 条

第 XVII 章 審判

第 247 条
第 248 条
第 249 条

第 XVIII 章 審判室に対する手続

第 250 条
第 251 条
補充規定
第 1 条
第 2 条

最終規定

第 1 条
第 2 条
第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

經過規定

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第1章 適用範囲

第1条

本法の目的は、ペルー国憲法、並びにペルーが関係する事由を対象とした国際協定及び条約に従い、第3条に掲げる産業財産の構成を規定しかつ保護することである。

第2条

本法は、経済活動のあらゆる分野に適用される。本法の規定の利益は、自然人、並びにペルー国の憲法及び法律において許容される組織を有しペルー又は外国に本拠を有する法人に及ぶ。

第3条

本法の保護は、特に、次に掲げる産業財産の対象に及ぶ。

- (a) 特許
- (b) 保護証
- (c) 実用新案
- (d) 意匠
- (e) 産業秘密
- (f) 商標及びサービスマーク
- (g) 団体標章
- (h) 証明標章
- (i) 商号
- (j) 広告スローガン
- (k) 原産地名称

第4条

公正競争知的財産権保護庁(INDECOPI)の発明新技術局(the Inventions and New Technology Office)は、対象事項の手續管理面を含め特許、保護証、実用新案及び意匠に関するすべての事項についての審理と決定を行う第1審管轄権を有する。発明新技術局はまた、技術、技術支援、基本及び詳細エンジニアリング、経営及びフランチャイズ付与に関する外国起源ライセンスの国内登録を管轄すると共に、産業秘密の寄託機関の役割も負う。

公正競争知的財産権保護庁(INDECOPI)の標章局(the Distinctive Signs Office)は、対象事項の手續管理面を含め商標、商号、広告スローガン及び原産地名称に関するすべての事項についての審理と決定を行う第1審管轄権を有する。

発明新技術局及び標章局に係属した事件の第2審及び最終審を管轄するのは公正競争知的財産権保護庁(INDECOPI)の知的財産権審判室である。

第 11 章 総則

第 5 条

産業財産の適正な行使は、独占的運営とも競争制約行為ともみなされず制裁の対象とならない。

第 6 条

産業財産の優先性は、登録出願のなされた日時を基準として決定される。最初の出願人に認められる優先的地位はその者の誠実性を前提とするものであり、その結果、誠実性を否定する証拠が提示された場合は、優先的地位が否定される。

第 7 条

産業財産に影響を及ぼす譲渡、ライセンス付与、変更、取消その他の事由は、産業財産の各登録簿に登録されなければならない。このような行為及び契約はすべて、登録簿に登録された時から第三者に対抗することができる。反対事実を示す証拠が提出されない限り、すべての者が登録簿に登録された内容を認識しているとの推定がなされ、登録事項は、訂正若しくは取り消されない限り、正確であるとの推定がなされる。所轄当局は、その登録簿の構成を決定し必要に応じて登録に関する規則を制定し公布する。

第 8 条

産業財産の対象事項の登録出願に基づく権利は譲渡することができる。

第 9 条

異議が提起されているものを含め、未決定か否かを問わず登録ファイル及び出願書類は公衆の閲覧に供される。ただし、次に掲げるものは除く。

- (a) 第 52 条、第 99 条及び第 110 条の規定の適用を受ける特許、実用新案及び意匠のファイル
- (b) 産業財産侵害のファイルで、申立の公告前のもの

第 10 条

所轄当局は、願書、申立書又は産業財産に関係するその他の書類を受理する権限を他の公的機関又は民間機関に委任することができる。このような場合は、対象となる書類は受任機関が当該書類を受理した時に提出されたものとみなされる。

第 11 条

登録無効の宣言は、当該登録及びその基となった出願の何れもが本法に規定する効力を当初に遡って有していなかったものとする遡及的効力を有するものとする。

ただし、登録名義人が悪意であった場合に認められるべき損害賠償請求権を害することなく、前段落に定める遡及効は次には及ばない。

- (a) 無効宣言の前に既に言い渡され執行されている産業財産侵害に関する判決
- (b) 宣言の前に履行されている限りにおいて、無効宣言の前に締結されているライセンス契

約

民法第 2014 条の規定は登録無効の場合は適用されない。

第 III 章 手続総則

第 12 条

何人かから登録の取消又は無効を求める請求がなされた場合は、所轄当局は、当該請求の時点で、関係の産業財産登録簿に当該請求の仮の注釈を記載するものとする。

第 13 条

本法が別段の要件を定めている場合を除いて、産業財産に関する行為の登録を受けるには、当該行為に公証人の認証ある署名の付された私的証書による証明が伴えば足りる。文書が外国で作成される場合は、ペルー領事館員の認証を受けなければならない。

第 14 条

本法において要求される委任状は、次に掲げる要件を満たした私的証書によることができる。

(a) 自然人の場合は、署名について公証人の認証があること

(b) 法人の場合は、行為する代表者の権限が書面に表示され、かつその者の署名に公証人の認証があること

ペルーに在住しない者による委任状の場合は、更に、ペルー領事館員の認証を付さなければならない。

本法に関して、代理人登録簿又は商業登記簿への委任状の登録は要求されない。他人を代理して行為する者が委任状を提出した場合は、本人及び代理権の存在が認められる。委任状は願書提出後に付与することができる。この場合は、当該代理人によってなされた行為についての追認を要する。

第 15 条

出願書類はすべてスペイン語で記載される必要がある。外国語で書かれた書類を提出する場合は、スペイン語の翻訳文を付さなければならない。ただし、公式翻訳文による必要はなく、翻訳者及び関係人の責任において通常の翻訳文を提出することで足りる。

第 16 条

本法に規定する期限については、次の規則が適用される。

(a) 日数で表示される期間は、就業日の日数によるものとする。

(b) 月数で表示される期間は、満了月における開始月の期間初日対応日に満了するものとする。満了月に開始月の期間初日対応日がない場合は、当該期間は満了月の最後の就業日に満了するものとする。

(c) 年数で表示される期間は、前段落に定める規則に従う。

(d) 期間の最終日が就業日でない場合は、当該期間はその後の最初の就業日まで延長されるものとする。

第 17 条

異なる期間の定が本法でなされている場合を除いて、関係人の責に帰す事由により出願の処理が 3 月間停止された場合は、出願は放棄されたとの宣告がなされる。ただし、手続が完了

段階にある場合はこの限りでない。

第 18 条

本法に別段の規定がある場合を除いて、利害関係人が納付した手数料は返還されない。

第 19 条

産業財産を付与する決定がなされた場合は、所轄当局は権利証又は認定証を発行する。同様に、登録の取消又は無効の決定がなされた場合は、当該決定がなされ次第、登録簿に対応する記載がなされる。

第 20 条

手続当事者が否かを問わず、何人も、所定の手数料を納付して出願書類の全部又は一部分、登録簿の登録及び権利証若しくは認定証の認証謄本を請求することができる。ただし、第 9 条(a)及び(b)に規定するものはこの限りでない。

第 21 条

本法に規定がない場合は、政令第 25868 号、INDECOPI の組織と機能に関する法律、その修正若しくは更新、法令第 807 号、INDECOPI の権限、基準及び組織に関する法律、その修正若しくは更新、最高政令(Supreme Decree)第 02-94-JUS、行政手続の一般基準に関する法律及びその他の関連法規定が、産業財産及び関連手続に適用可能な限りにおいて適用になる。

第 IV 章 特許

第 I 節 特許要件

第 22 条

特許は、新規で、進歩性を有しかつ産業上の利用可能性を有することを条件に、あらゆる技術分野の物若しくは方法の発明に対して付与される。特許は、ペルー全土に渡る発明を実施する排他的権利を権利者に与えるペルー政府による権原付与として定義される。

第 23 条

発明は、技術水準に含まれていない場合に新規性を有する。技術水準は、文書若しくは口頭の説明、実施又はその他の手段により特許出願日若しくは該当する場合は優先日に先立って公衆に利用可能となっている一切の技術を意味する。

新規性判断との関係に限り、技術水準は、所轄当局に係属している他の特許出願の出願日若しくは優先日が新規性の判断対象となる当該特許出願の優先日に先行している場合におけるそれら他の特許出願の内容も含む。ただし、そのような他の出願の内容が公開されていることを条件とする。

第 24 条

特許可能性判断との関係において、ペルーでの特許出願日の前 1 年以内又は、優先権が主張される場合は、優先日の前 1 年以内になされた特許内容の開示は、その開示が次の何れかに該当する場合は考慮に入れられない。

- (a) 発明者若しくはその権原承継人による開示
- (b) 発明者若しくはその権原承継人の特許出願内容の、所轄当局によって関係法規に違反してなされた開示
- (c) 発明者若しくはその権原承継人から直接又は間接に当該内容についての情報を得た者による開示
- (d) 発明者若しくはその権原承継人に対して犯された重大な濫用による開示
- (e) 出願人若しくはその権原承継人が公認の博覧会又は見本市において当該発明を展示したこと、又は学術的若しくは調査上の考慮により開発を継続していくために当該発明の公表が必要と判断された場合の公表。博覧会又は見本市での展示の場合は、出願人は、その出願時に当該発明が現実に展示されたことを表明しかつその証拠を提出しなければならない。

第 25 条

発明は、それが自明でなくかつ関係分野で働いており該当技術分野における通常の技術を有する者が技術水準から容易に引き出すことのできるものでない場合は、進歩性を有するものとみなされる。

第 26 条

発明は、その対象が、サービスを含め生産的活動と理解し得る何らかの種類の産業において製造又は使用できる場合は、産業上の利用可能性を有するものと認められる。

第 27 条

次に掲げるものは発明とはみなされない。

- (a) 発見，科学理論及び数学的方法
- (b) 自然界に既に存在している物質又はそれらの複製物に関する発明
- (c) 科学作品も含め，文学的及び美術的作品及びその他の美的創作物
- (d) 知的活動，ゲーム又は経済活動及び事業活動を行うための指針，規則，方法，並びにコンピュータ・プログラム若しくはコンピュータ・ソフトウェア
- (e) 情報提供の方法
- (f) 人又は動物の治療に関する療法及び外科的方法並びに診断方法

第 28 条

次に掲げるものは特許性を有さない。

- (a) 公共政策，道徳性又は適正な慣行に反する発明
- (b) 人又は動物の健康若しくは生命，又は植物若しくは環境の保護に明らかに有害であると認められる発明
- (c) 動物の種及び品種，並びにそれらを創造するための本質的に生物学的な方法
- (d) 人の体を構成する物質に関する，又は人の遺伝学的同一性に関する発明
- (e) 世界保健機構の必須薬物一覧に含まれている薬品に関する発明

第 11 節 特許所有者

第 29 条

特許権は，発明者又はその権原承継人に帰属する。自然人又は法人の何れも特許所有者となり得る。

複数の者が共同で発明を行った場合は，特許権はそれらの者の共有に属する。別段の合意がなされない限り，共同でなされた発明に関する特許権は，それらの者が同一の物理的場所で同時に作業を行っていない場合は，それら各人の寄与が同一種類や同一割合でない場合，更にそれらの者の全員が各特許クレームのすべてに寄与しているのでない場合にも，共同発明者の全員に帰属する。

複数の者が，互いに独立の立場で同一の発明を行った場合は，特許権は，当該発明に関してペルーで最初に特許出願を行った者又は最先の優先日を備える者，若しくはその権原承継人に付与される。

第 30 条

特許出願が発明者若しくはその権原承継人から盗まれた発明に関する場合，又は契約若しくは法的義務に基づき特許所有者が出願人と異なる場合は，合法的権利を有する者は，特許付与日から 3 年が経過するまで何時でも，管轄裁判所に真実の特許所有者であることの確認判決を求めることができる。

真実の特許所有者の確認訴訟を裁判所に提起した者は，その後 10 日以内に，出願人若しくは記録上の特許所有者に対して訴訟を提起したことを所轄当局に通知するものとし，その通知には訴訟提起を証明する書類の認証謄本を添付しなければならない。このような通知を受領

した場合は、所轄当局は10日以内に受訴裁判所に対して当該特許及び特許所有者に関する報告書を提出するものとする。受訴裁判所の裁判官は、判決を言い渡す前にこの報告書を検討しなければならない。

登録済の特許の場合は、前段に規定する訴訟提起の通知を受け取った所轄当局は、第三者に対する公示のために、当該通知を登録簿に記入するよう命じるものとする。

第31条

雇用関係の過程でなされた発明については、使用者は、使用者としての種類及び性質の如何に拘らず、当該発明から得られる経済的利益の一部分を、研究活動の促進のために法の規定に従い発明者たる従業者に還元することができる。

国から研究活動のための助成金を受けている企業は、法に従い発明による収益に発明者たる従業者を関与させることにより研究資金を継続的に提供し、かつ研究者を奨励することを目的として、従業者発明の販売又は利用から生じる利益を研究活動に再投資することが要求される。

第32条

別段の合意がある場合を除いて、雇用関係若しくはサービス関係の過程でなされた発明には次の規則が適用される。

(a) 契約の履行として又は発明を目的の全部若しくは一部分とする労務又はサービス関係の過程で従業者によってなされた発明は当該従業者の使用者に属する。ただし、従業者による発明への寄与度又は発明の経済的価値若しくは重要性が当該の契約若しくは労務又はサービス関係の明示若しくは黙示の目的の価値を超える場合は、使用者は発明を行った従業者に十分な報酬を与えなければならない。当該従業者と使用者の間に合意が存在しない場合は、報酬の額は最略式手続の規則に従い民事専門裁判官が決定する。

(b) 従業者がその所属する企業における自己の職務活動に関連して又は所属企業の提供する施設若しくは情報を利用して発明を行った場合は、使用者は、発明の存在を知った時から90日以内に当該発明の所有権を自己に帰属させるか又は発明のライセンスを留保することができる。使用者が発明の所有権を自己のものとするか又はライセンスを留保した場合は、発明を行った従業者は、企業側が提供してくれた手段若しくは情報の重要性及び自己が発明を行う上でなされた使用者の寄与度に適正な考慮を払って決定される、当該発明の産業的及び経済的な重要性に応じた十分な額の報酬を受ける権利を有する。当事者間に合意が存在しない場合は、報酬の金額は最略式手続の規則に従い民事専門裁判官が決定する。

(c) 従業者の発明に関して(a)及び(b)に規定する要件に合致しない場合は、雇用関係の中で又はサービス提供契約の履行に関してなされた発明は発明者に排他的に属する。

本条の上記規定は、法令又は内部規則に定がない場合は、大学、研究所その他の研究若しくは教育機関において教授や研究者によってなされた発明に準用する。

企業が発明活動に関わる調査研究活動に関して大学、研究所又はその他の研究若しくは教育機関と契約を結んでいる場合は、本条の規定はそのような研究教育機関の教授や研究者によってなされた発明に関して契約企業に準用する。このような場合は、企業と研究教育機関との契約に基づいて支払われる報酬とは別に、(a)及び(b)に規定する十分な報酬が、発明を行った教授若しくは研究者に対して企業から直接に支給されるものとする。

第 33 条

発明者は、特許証に発明者として明記される権利を有すると共に、そのような記載を拒否する権利を有する。

第 III 節 特許出願

第 34 条

カルタヘナ協定若しくはパリ条約の締約国において、又はカルタヘナ協定の締約国でなされた出願に遡及的な優先効を与えている国において最初の特許出願が有効になされた場合は、その出願から 1 年間、同一発明についてペルーでなされる出願の出願人又はその権原承継人は上記の最初の発明に基づく優先権を認められる。ただし、後者の出願において、外国で最初になされた出願の対象に含まれていないクレームについて優先権を主張することはできない。

第 35 条

第 34 条に規定する有効になされた出願とは、処理されるべきものとして所轄当局によって受理され出願日が付与された出願を意味し、その後の処理の結果は問われない。

第 36 条

優先権を主張する者は、ペルーでの出願後 3 月以内に、最初の出願がなされた日と出願国を特定して優先権を主張する旨の明示の主張を行わなければならない。

第 37 条

第 36 条に規定する優先権主張を行う者は、同時に、優先権の基礎となる出願を受理した所轄当局の証明がある先行出願の写を提出しなければならない。

第 38 条

ペルー所轄当局は、必要と判断する場合は、通知を与え通知日から 3 月以内に優先権の基礎となる出願の翻訳文を提出するよう出願人に要求することができる。

第 39 条

前 3 条に規定する要件がすべて所定期間内に満足されない限り、優先権は失われる。

第 40 条

特許付与を求める者は次を含む出願書類を所轄当局に提出しなければならない。

(a) 出願人及び発明者を特定する情報

(b) 発明の名称

(c) 関連分野の技術者が当該発明を実施し得る程度に発明を明確かつ完全に説明した明細書
発明が生物材料に関わる場合において、出願書類だけではその詳細な説明が不可能な場合は、カルタヘナ協定の締約国の所轄当局が指定する寄託機関に当該生物材料の寄託がなされなければならない。この場合は、寄託された生物材料は、明細書の不可分な一部分を構成する。

INDECOPI の審議会は、特に、寄託の必要性和合理性、寄託期間と再寄託及び試料の提供を含む寄託に関する規則を定めるものとする。

カルタヘナ協定の締約国の領域内に所在する研究センターは寄託機関として認定することができる。

(d) 特許保護を求める対象を正確に限定する 1 又は複数のクレーム

(e) 発明の対象と目的を述べる要約書

(f) 所定の出願手数料の納付証

本条に掲げる出願書類の必須要素がすべて具備されていない場合は、当該出願は所轄当局によって有効なものとして受け入れられず、出願日は付与されない。

第 41 条

次に掲げるものは、出願時に願書に添付しなければならない。

(a) 該当する場合は、委任状の写

(b) 優先権を主張する場合は、優先権の基礎とすることを明示した最初の出願書類の写

(c) 該当する場合は、発明の譲渡証

(d) INDECOPI の手続規則に規定されているその他の書類

第 42 条

特許対象となる発明は、1 個の発明又は単一の発明概念を構成する相互に関連した 1 群の発明でなければならない。特に、次に掲げるものは単一の発明概念を構成するものとみなされ、その結果、1 個の出願に含めることができる。

(a) 物についての独立クレーム、当該物の製造のために特に発明された方法についての独立クレーム及び当該物の使用方法についての独立クレーム

(b) 方法についての独立クレーム及び当該方法の実行のために特に発明された装置又は手段についての独立クレーム

(c) 物についての独立クレーム、当該物の製造のために特に発明された方法についての独立クレーム及び当該方法の実行のために特に発明された装置若しくは手段についての独立クレーム

第 43 条

既に特許が与えられている物又は方法で第 23 条に定める技術水準に含まれるものは、それらについて既存特許の対象となっている使用方法以外の使用方法が発明されたとの理由だけでは新たな特許を受ける適格を有さない。

第 44 条

出願人は、発明自体の拡張及び出願書類に含まれる公開事項の拡張の何れも伴わないことを条件に、出願の変更を行うことができる。出願人は、公告の前は何時でも、請求により、自己の特許出願を同一の対象の保護を求める他種類の産業財産の出願に変更することができる。

第 45 条

出願処理の途中で、所轄当局は審査の結果として特許出願を他種類の産業財産の出願に変更

するよう出願人に提案することができる。

これに対して、出願人は、変更の提案に応じない場合に自己の出願が当初要求通りの産業財産の出願として処理されることを理解した上で、当該変更の提案を受入又は拒絶することができる。

第 46 条

変更請求がなされ又は所轄当局の変更提案が受け入れられた場合は、出願人は対応する産業財産出願書類を提出し新規の手続が開始される。

第 47 条

分割後の出願の何れにも発明自体の拡張も出願書類に含まれる開示事項の拡張も伴わないことを条件に、出願人は自己の特許出願を複数の特許出願に分割することができる。分割された出願の各々は、当初出願の出願日を維持する。出願人による特許出願の分割は原則として公告前に行わなければならないが、所轄当局の要求により分割する場合は出願処理の手続中何時でも行うことができる。分割請求がなされ又は所轄当局の分割提案が受け入れられた場合は、出願人は対応する新たな産業財産出願書類を提出し新規の手続が開始される。

第 IV 節 出願の処理

第 48 条

出願が受理された場合は、所轄当局は、出願日後 15 就業日以内に、出願が本法に定める方式要件を満たしているか否かの審査を行う。

第 49 条

審査の結果、第 48 条に言及する方式要件が満たされていないと判断する場合は、所轄当局は出願人に通知を発し、通知日から 30 就業日以内に補正を行い又は補充文書を提出するよう出願人に求めるものとする。この期間は、優先権に影響を与えることなく、1 回に限り同一期間をもって延長することができる。所轄当局によって指定された期間内に、出願人が補正を行わず、補充文書を提出せず他所轄当局の要求に応じない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

第 50 条

第 48 条に言及する方式要件が満たされていると判断した場合は、所轄当局は、出願日又は優先権が主張される場合はその優先日から 18 月以内に速やかに出願公告の命令を発するものとする。

第 51 条

出願公告においては次の情報が公開される。

- (a) 出願番号と出願日
- (b) 出願人の名称及び居住国
- (c) 発明の名称

(d) 発明の要約書

(e) 優先権の詳細(主張される場合)

出願人は、所轄当局からの命令を受けてから 3 月以内に、官報(EI Peruano)において行った出願公告の内容の写を所轄当局に提出しなければならない。

第 52 条

出願人が書面で同意する場合を除いて、出願公告がなされるまでは出願内容を第三者に開示してはならない。出願公告がなされた場合は、出願書類は公開され、公衆の閲覧に供される。特許出願人から出願に基づく権利を主張されていることを証明する者は、出願人の同意を要件とせず、公告前に出願書類の閲覧を許される。

第 53 条

公告日から 30 就業日以内に、正当な利害関係を有する者は当該発明の特許性を争う合理的な異議を申し立てることができる。悪意に基づく異議を行った場合は、法の定めるところにより処罰される。

第 54 条

異議申立書には次を明記若しくは添付しなければならない。

- (a) 異議申立人を特定する情報
- (b) 代理人による場合は、委任状
- (c) 出願日及び公告日
- (d) 異議の事実上及び法律上の理由
- (e) 主張事実を根拠付ける証拠
- (f) 所定手数料の納付証

第 55 条

代理人による場合の委任状、及び証拠は異議申立後 30 就業日以内に提出することができる。この期間は、同一の期間をもって 1 回だけ延長することができる。

第 56 条

第 53 条に規定する期間内に異議が申し立てられた場合は、所轄当局は出願人に対して通知を發し、通知日から 30 就業日以内に答弁書若しくは関係書類の提出を行い、又はクレーム若しくは明細書の修正を行うよう求めるものとする。この行為期間は、同一の長さで 1 回限り延長することができる。本条に関して、第 44 条、第 45 条、第 46 条及び第 47 条の規定が準用される。

第 57 条

第 53 条又は第 56 条に定める期間が満了した場合は、所轄当局は、出願人による所定手数料の納付に基づき、特許対象に対して特許を付与することが可能か否かの審査を進める。この実体審査を通して、第三者の既存の権利の全面的若しくは部分的侵害の可能性がある、又は追加若しくは補充の情報若しくは文書が必要であると認められる場合は、所轄当局は出願人

に対して文書による通知を發し，通知日から最大 3 月以内に出願人において相当と考える意見書若しくは説明書を提出するか又は要求される情報若しくは文書を提供するよう求めるものとする。出願人が指定された期限内に所轄当局の要求に応じない場合は，出願は取り下げられたものとみなされる。

第 58 条

所轄当局は，発明の新規性，進歩性又は産業上の利用可能性を判断する上で適當と考える専門家若しくは科学又は技術機関の報告書を求めることができる。同様に，所轄当局は，相当と考える場合は，カルタヘナ協定の締約国又は同協定締約国以外の国の所轄当局に対して報告書を求めることができる。

第 59 条

審査の最終的結果として，特許を付与することが相当と判断する場合は，出願された発明に対して特許が付与される。部分的にのみ特許付与が相当と判定される場合は，受け入れられたクレームについてのみ特許が付与される。特許を与えることが不相当である場合は，特許は拒絶される。

第 60 条

特許権の存続期間は出願日から 20 年である。存続期間終了後は，発明は公共財産となる。

第 61 条

特許の整理分類には国際特許分類が使用される。

第 62 条

特許を受けたものについては，製品自体若しくはその容器に，認識し易い態様で記載された「特許発明」又はその略号「P.I.」の表示に続けて特許番号を記載しなければならない。

第 63 条

ペルー政府は，産業観光統合通商省の意見に基づく最高政令により，地域共同体の知識や技術の保護及び，該当する場合は，それらの登録のための特別規定を制定することができる。

第 V 節 特許権の内容

第 64 条

特許による保護の範囲はクレームの内容によって決定される。明細書，図面，及び該当する場合は寄託された生物材料がクレームの解釈に利用される。

第 65 条

特許は，その所有者に対して，第三者が特許発明を特許所有者の同意なしに実施することを禁じる権利を与える。これにより，特許所有者は自己の同意を得ていない第三者が次の行為を行うことを阻止することができる。

- (a) 特許の対象となっている物の製造，販売の申出，販売若しくは使用，又はそのような行為を目的としたそれらの物の輸入若しくは所持
- (b) 特許の対象となっている方法については，特許所有者の同意なしに当該方法の使用を行うことができないことを第三者が知っている場合又はそのことが状況から明白な場合に，当該方法を使用し又は使用に関して申出を行うこと
- (c) 特許の対象となっている方法により直接得られた物の販売の申出，販売若しくは使用，又はそのような目的としたそれらの物の輸入若しくは所持

第 66 条

次に掲げる場合は，特許所有者は第 65 条に規定する権利を行使することができない。

- (a) 特許の対象となっている物が，特許所有者，実施権者又は特別の権限を与えられた者によって何らかの国の市場に提供された場合における，それらの物の輸入
- (b) 使用が個人的目的により商業規模でなされない場合
- (c) 使用が，学術的又は科学的実験のレベルで非営利目的によりなされる場合

第 67 条

特許の対象が方法である場合は，特許による保護は当該方法の使用により直接得られた物に及ぶ。

第 68 条

同様に，特許は，その所有者の同意を得ていない第三者が特許発明を実施する権利を有していない者に対して当該特許発明の本質的要素を製造する手段を提供すること又はそのような提供の申出を行うことを禁止する。ただし，当該手段が発明の本質的要素を製造するのに適したものであり，かつ，そのような製造を目的としたものであることを当該第三者が知っているか又は状況から明白なことを条件とする。

第 1 段落の規定は，関係の手段が公開市場で入手できる商品である場合は適用されない。ただし，当該手段を提供する相手方に対して第 1 段落で禁止されている行為を行うよう教唆する場合はこの限りでない。

第 66 条(b)及び(c)に述べる行為を行う者は，第 1 段落の適用に関しては，特許発明を実施する権利を有する者とみなされる。

第 69 条

特許権は，善意で当該特許の出願日若しくは優先日より前に既に私的規模において当該特許を実施し又はその実施のための実際上の又は真の準備を行っている第三者に対しては主張することができない。このような場合は，当該第三者は物の製造若しくは方法の使用を継続し又は開始することができる。このような権利は，当該製造若しくは使用が行われる施設又は企業と共にのみ譲渡することができる。

第 VI 節 特許所有者の義務

第 70 条

特許所有者は、自ら又は権限を与えた者を通してカルタヘナ協定の締約国の何れかにおいて特許発明を実施しなければならない。

第 71 条

本法において、実施とは、特許対象である物の産業的生産若しくはそのような方法の全面的利用、並びにそれらによる製造物の頒布と販売を意味する。実施はまた、市場の要求に十分に応える規模で行われることを条件として、特許物を輸入しそれらを頒布、販売する行為も含む。

第 72 条

特許所有者は、特許権の譲渡、ライセンス付与及びその他の形における第三者への特許実施の許諾を所轄当局に登録しなければならない。

第 1 段落に規定する義務は、特許所有者の他、その権原承継人、譲受人、実施権者及び特許に基づく権利を所有するその他の者にも及ぶ。

第 VII 節 ライセンス

第 73 条

特許所有者は、書面契約により、他人に特許発明のライセンスを付与することができる。ライセンス契約は所轄当局に登録する必要がある。登録がなされない場合は、ライセンスは第三者に対抗することができない。

第 74 条

カルタヘナ協定委員会の決定 291 に規定される外国資本の取扱並びに商標、特許、ライセンス及びロイヤルティに関する共通規定に適合しない特許ライセンス契約は所轄当局による登録を受けることができない。

第 75 条

特許付与から 3 年又は特許出願から 4 年の何れか遅い方が経過した場合において、特許所有者から合理的な条件による契約上のライセンスを取得できなかった利害関係人による強制ライセンス付与請求が所轄当局になされたときは、当該請求時に第 70 条及び第 71 条の意味における特許発明の実施が強制ライセンスを求める対象国であるカルタヘナ協定締約国においてなされていないか又は特許発明の実施が 1 年を超えて停止されていることを条件に、所轄当局は当該請求者に対して特許対象である物の産業的生産若しくは特許対象である方法の全面的利用を認める強制ライセンスを付与することができる。

特許所有者が天災事変その他特許所有者の支配を超える事由を含め、前段落に規定する非実施又は実施の停止についての正当な理由を提示した場合は、強制ライセンスは付与されない。提示された理由は、それが特許発明の有効で利益を生む実施を妨げるような経済若しくは技

術的環境によるものである場合は、正当理由とみなされる。強制ライセンスの付与を受けた者は、特許所有者に対して十分なロイヤルティを支払わなければならない。

強制ライセンスの付与を請求する者は、特許対象である物の産業的生産又は特許対象である方法の全面的使用を行う技術的及び経済的な能力を有することを証明しなければならない。

第 76 条

第 75 条に規定する強制ライセンスを付与する決定は、所轄当局が特許所有者に強制ライセンス請求についての通知を与え、かつ特許所有者が自己の意見を提出すべき期間としての通知後 60 就業日の期間が経過した後にのみ与えることができる。

強制ライセンス付与の決定においてはライセンスの範囲と内容について定め、特に、ライセンス期間、ライセンスの対象及び第 75 条の規定するロイヤルティの金額と支払条件を明示する。

所轄当局は、当事者の意見を聴取した後、ライセンスの範囲、必要な技術知識の提供を含め特許所有者がライセンスを実効あらしめるために提供する協力的行為、及び発明の実施のために相当と判断するその他の事項に立脚してロイヤルティの金額を決定する。

ロイヤルティの決定について異議が提起された場合においても、ライセンス及びライセンスの期間には影響を及ぼさない。また、そのような異議は、異議が係属している間、異議の対象となっていない部分について特許所有者が実施権者からロイヤルティを徴収することを妨げるものでもない。

第 77 条

特許所有者又は実施権者による請求があった場合において、所轄当局は、状況から正当化されるときは、特に特許所有者が強制ライセンスの条件よりも実施権者に有利な条件で任意ライセンスを設定した場合に、既存のライセンス許諾の条件を変更することができる。

第 78 条

実施権者は対象の発明を実施する義務を負い、非実施の正当な理由がある場合を除いて、ライセンス付与日から 2 年以内に発明を実施する必要がある。これに従わない場合は、ライセンスは取り消される。

第 79 条

公共の利益、緊急事態又は国家の安全を理由に発せられた立法府による宣言に基づき、かつ当該理由が存在する限りにおいて、政府は何時でも特許を強制ライセンスの対象とすることができる。この場合は、所轄当局は、要求を受けて強制ライセンスを設定することができる。ライセンスが付与された特許の特許所有者には、合理的に可能ならライセンスの付与についての通知が与えられる。

第 1 段落に規定した強制ライセンス付与の決定においてはライセンスの範囲と内容について定め、特に、ライセンス期間、ライセンスの対象及び十分なロイヤルティの金額と支払条件を明示する。ただし、第 84 条の規定の適用を妨げない。

本条に規定する場合は、第 70 条及び第 71 条の規定に定める内容のライセンスを与えることができる。公共の利益を理由として強制ライセンスが与えられる場合は、特許所有者は自ら

特許発明を実施する権利を妨げられない。

第 80 条

特許発明の実施が適正な産業財産の実施と言えず自由競争に悪影響を与えると認められる場合で、特に特許所有者による市場支配的地位の濫用と認められる場合は、所轄当局は、職権で又は請求に基づき強制ライセンスを付与することができる。自由競争に悪影響を与えるか否かの決定においては、法令第 701 号に定める手続に従い、INDECOPÍ の公正競争委員会の認定を求めるものとする。本条に基づく強制ライセンスが付与された場合においても、法令第 701 号に基づく制裁が否定されるものではない。

ロイヤルティ支払義務を課すべきか否かまた、その場合は、ロイヤルティの金額を幾らにするべきかを決定するには、INDECOPÍ の公正競争委員会の意見を尊重しなければならない。

第 81 条

所轄当局は何時でも、他人の特許(「第 1 特許」と称する。)の使用が自己の有する特許(「第 2 特許」と称する。)の実施のために不可欠である特許所有者による請求に基づき、強制ライセンスを付与することができる。ただし、請求をした特許所有者が合理的な条件において契約上のライセンスを取得することができなかつたことを条件とする。本条に基づくライセンスは、第 82 条の規定の適用を受けることを前提とし、次に掲げる条件に従う。

- (a) 第 2 特許の対象となっている発明が第 1 特許の発明に対する関係で重要な技術的進歩を体現していること
- (b) 第 1 特許の特許所有者が、合理的な条件の下に第 2 特許の発明を実施するクロスライセンスを与えられること
- (c) 第 1 特許に基づくライセンスは、第 2 特許と共にのみ譲渡されること

第 82 条

強制ライセンスは次に掲げる条件に従う。

- (a) 強制ライセンスは排他的なものでなくまた、特許所有者の承諾の下に、ライセンスを得ている事業と共にする場合にのみライセンスの譲渡若しくはサブライセンス付与を行うことができる。このような譲渡又はサブライセンス付与は書面でなされ、所轄当局に登録しなければならない。
- (b) 強制ライセンスは主として、ペルーの国内市場への製品提供のために付与される。本項の規定は、強制ライセンスが第 80 条の規定により付与される場合は適用されない。
- (c) 強制ライセンス付与の根拠事実がもはや存在しなくなった場合は、強制ライセンスは取り消すことができる。ただし、実施権者の正当な利益を害してはならない。

第 83 条

強制ライセンスの付与を行う前に、所轄当局は、ライセンスを与えようとする者に対して、発明の実施及び定められたロイヤルティの支払を保証するために不動産担保、動産担保又は銀行保証を提供するよう要求するものとする。

第 84 条

第 73 条の場合を除いて、本節の定める要件を満たさないライセンスは無効とする。

第 VIII 節 特許権の保護

第 85 条

特許所有者、又は本法に基づく特許権を有すると思料する者は、特許権を主張し法の認める救済を求めて訴訟を提起することができる。主張できる他の救済手段に加え、特許を付与された者は、他人が自己の同意を得ることなく特許対象である物又は方法を使用している場合は、その使用が特許出願の公告日後の行為であるとき及び、公告前の行為であっても、その行為者が特許出願及びその出願内容を通知されているときは、当該使用者に対して損害賠償を請求することができる。

物を製造する方法を対象とする特許の侵害が主張される場合は、被告は、その物を製造するために自己の使用している方法が侵害の主張がなされている方法と異なることを証明する責任を負う。この点で、反対趣旨の証拠が提出されない場合において、特許所有者の同意なしに同一の物が製造されているときは、それは当該特許権の対象である方法を使用して製造されたものと推定される。ただし、次を要件とする。

(a) 当該方法を使用して製造される物が新規な製品であること

(b) 物が当該方法を使用して製造された可能性が高いが、合理的な努力に拘らず、当該方法の特許所有者が現実にもその方法が使用されたことを証明できないこと

反対証拠の提出に当たっては、機密の養成及び製品化の保護について被告の正当な利益に対して適正な考慮が払われるものとする。

第 IX 節 特許の無効

第 86 条

所轄当局は、次の何れかの場合は、職権で又は請求に基づき、関係者の聴聞を経て特許の無効を宣言することができる。

(a) 特許が法の規定に反して付与された場合

(b) 特許が、出願書類に含まれる本質的な情報で虚偽若しくは不正確なものに基づいて付与された場合

本条に基づく無効訴訟は何時でも提起することができる。(a)又は(b)の事由が複数クレーム中の一部分又は或るクレームの一部分にのみ関わる場合は、無効宣言は関係するクレーム又はクレームの一部分についてのみ言い渡される。

無効を宣言された特許、クレーム又はクレームの一部分は出願日に遡って効力を否定される。

第 87 条

登録無効の請求を行うには、次を明示又は添付しなければならない。

(a) 請求者を特定する情報

(b) 代理人による請求の場合は、代理人に関する情報

(c) 無効を主張する特許の登録番号及び当該特許対象の説明

- (d) 訴訟の法的根拠の明示
- (e) 無効理由の証拠
- (f) 無効を主張する特許の特許所有者への通知が送付されるべき住所
- (g) 所定手数料の納付証
- (h) 該当する場合は、委任状の写
- (i) 特許所有者に送付されるべき請求書及び手数料納付証の各写

第 88 条

登録無効の請求は登録されている特許所有者に伝達され、その後 30 就業日以内に所轄当局は、当該特許所有者の応答の如何に拘らず、請求に対する技術報告書を発行し当事者に送達し和解を促す。

第 X 節 特許権の失効

第 89 条

特許を維持するため又は、該当する場合は、出願から 3 年を経過した特許出願については 3 年経過時からその効力を維持するため、所定の年金若しくはその他の定期金を納付しなければならない。

第 90 条

年金は、特許権存続期間の満了まで毎年納付しなければならない。年金の納付期限は特許出願日が属する月に対応する各年の月の最終日である。2 年分若しくはそれより多い年度分の年金を一括して納付することが可能である。

第 91 条

第 89 条に規定される年金若しくはその他の定期金の支払が期限内になされない場合は、失効宣言を発する前に、支払をなすための 6 月の追加支払期間が与えられる。その間、特許若しくは係属中の特許出願は全面的に効力を有する。

第 92 条

年金の不払により特許が失効する場合は、失効原因は年金が支払われなかった年度の初日に生じたものとみなされる。

第 V 章 保護証

第 93 条

発明計画に基づく研究に従事しておりその中で自己のアイデアを公にせざるを得ない何らかの機構を実験し若しくは作り上げようとするペルー在住の者は保護証の出願を行うことができる。これに対して、所轄当局は所定手数料の納付に基づき 1 年間の保護証を発するものとする。

第 94 条

保護証の出願は所轄当局になされるものとし、次を明示若しくは添付しなければならない。

- (a) 出願人及び発明者を特定する情報
- (b) スペイン語による発明計画の名称
- (c) 該当分野の技術者に実施を可能とする程度に記載されたスペイン語による明確かつ完全な発明計画の明細書
- (d) 所定手数料の納付証

第 1 段落に規定された要件のすべてが充足されない場合は、当該出願は所轄当局によって受理されず、出願日は付与されない。

第 95 条

次に掲げるものは出願時に願書に添付しなければならない。

- (a) 代理人による出願の場合は、委任状
- (b) 発明計画の十分な理解のために必要な場合は、平面図及び技術図面

第 96 条

保護証の所有者は、当該保護証の有効期間中に関係する特許対象について産業財産の出願を行う他の一切の者に対して当該特許対象に関する優先権が認められる。保護証の所有者が当該特許対象について特許を付与された場合は、当該特許の存続期間は保護証の出願日から起算される。

保護証の所有者が特許出願を行うことなく保護証の有効期間が経過した場合は、前段落に規定される優先権は認められない。

第 VI 章 実用新案

第 97 条

何らかの技術の構成要素となる道具、計器、機械その他の物若しくはそれらの部品について、それらを組み込んだ物品の運転、使用若しくは製造性の改善又は新規化をもたらす或いはそれらが従来有していなかった用途、利点若しくは技術効果を実現するようなそれらの物又はその部品の新規の形状、構造若しくは配列については実用新案特許が付与される。

第 98 条

特許を受ける適格を有していない方法及び材料は実用新案特許の対象とならない。同様に、彫刻、建築物、絵画、版画又は印刷物その他純粋に美的性格を有する物は実用新案とはみなされない。

第 99 条

特許に関する本法の規定は実用新案に準用する。その結果、実用新案の出願は特許出願と同様に処理され同様の要件に従う。

第 100 条

実用新案特許の存続期間は出願日後 10 年であり、その後は公共財産となる。

第 101 条

実用新案においては、納付すべき手数料はすべての場合において特許に関して定められた金額の半額とする。

第 VII 章 意匠

第 102 条

新規の意匠は登録を受けることができる。意匠とは、工業製品若しくは手工芸製品に施されそれらに特別の外観を与える線描若しくは色彩の組合せ又は二次元若しくは三次元の外形で、それら製品自体を変更する意図を持たず製造上の特徴又は型となるものとして定義される。道徳性、公共政策又は適正な慣行に反する意匠は登録を受けることができない。第 129 条及び第 130 条の禁止規定に該当する意匠は登録を受けることができない。

第 103 条

意匠は、出願日又は有効に主張される優先日より前に解説、使用又はその他の方法で何らかの場所若しくは何らかの時に公衆に開示されている場合は新規とみなされない。意匠は、先行する意匠に対して派生的な差異を有する又は先行する意匠が関係する製品の種類と異なる種類の製品に関係するとの理由だけでは新規であるものとみなされない。

第 104 条

意匠登録の出願には次を明示若しくは添付しなければならない。

- (a) 出願人を特定する情報
- (b) 意匠が使用される商品の型式及びそれら商品の属する類
- (c) 当該意匠が施される製品の見本、又は当該製品の図若しくは写真

意匠出願が本条に定めるすべての要件を満たしていない場合は、所轄当局はこれを受理せず、出願日は付与されない。

第 105 条

該当する場合は、意匠登録の出願には更に次を明示若しくは添付するものとする。

- (a) 意匠創作者を特定する情報
- (b) 意匠の譲渡証
- (c) 意匠が施される製品の名称
- (d) 意匠が使用される商品の型式及び前記製品の属する類
- (e) 優先権を主張する場合は、優先権の基礎となる出願の出願番号、出願日及び出願国を明示した優先権の主張
- (f) 優先権を主張する場合は、その基礎となる出願書類の写をその事実を明示して提出すること
- (g) 代理人による場合は、委任状
- (h) 所定手数料の納付証
- (i) INDECOPI の手続規則に定めるその他の書類

第 106 条

出願がなされた場合は、所轄当局は、出願日から 15 就業日以内に当該出願が本章に規定する方式要件を具備しているか否かを審査する。方式要件が満たされている場合は、所轄当局は当該出願の公告を命じる。

第 107 条

公告から 30 就業日以内に、正当な利害関係を有する者は登録に関する異議を申し立てることができる。異議の処理については、特許手続における異議の規定を準用する。

第 108 条

異議が申し立てられないか又は異議が却下された場合は、所轄当局は、所定手数料の納付に基づいて新規性の審査を行う。

第 109 条

意匠の存続期間は出願日から 10 年とし、その後は公共財産となる。

第 110 条

意匠出願は、出願人の書面による同意がある場合を除いて、公告がなされるまで第三者に開示してはならない。公告がなされれば出願は公開事項となり、出願書類が第三者の閲覧に供される。

第 111 条

意匠の整理と分類には、1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定で確立された国際分類が使用される。

第 112 条

カルタヘナ協定若しくはパリ条約の締約国又はカルタヘナ協定締約国からの出願に互恵的保護を認めている国において最初になされた出願については、出願人若しくはその権原承継人が当該出願日から 6 月以内にペルーで行う出願に関する優先効が認められる。

第 113 条

意匠登録がなされた場合は、意匠権所有者には第三者が自己の同意なしに登録意匠を実施することを禁じる権利が生じる。これにより、登録所有者は、自己に属する意匠を伴う製品を自己の同意なしに製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し又は商業的に利用する第三者に対して訴を提起することができる。

同様に登録意匠の所有者は、副次的特徴においてのみ保護製品と異なる製品又は外観が同一の異種製品を製造若しくは販売する第三者に対しても訴を提起することができる。

意匠権所有者は、意匠を譲渡したライセンスを付与することができる。意匠の譲渡又はライセンス付与は所轄当局に登録しなければならない。

第 114 条

次の何れかの事由に該当する場合は、所轄当局は、職権で又は請求に基づいて、意匠登録の無効を宣言することができる。

(a) 登録が本法の規定に違反してなされたこと

(b) 登録が、出願書類に含まれる本質的な情報で虚偽若しくは不正確なものに基づいて付与されたこと

本条に基づく無効宣言の請求は何時でも行うことができる。無効を宣言された登録は、出願日に遡って効力を否定される。

第 115 条

特許登録の所有者に関する本法の規定は適宜準用される。

第 VIII 章 産業秘密

第 116 条

産業秘密を合法的に管理する者は、次の要件の下に、自己の同意なく公正な取引慣行に反する態様で第三者が当該秘密を開示、取得又は使用することを禁じる権利を与えられる。

(a) 情報が、要素の精密な形態及び構成において又は全体として捉えて、一般に知られておらずかつ関連種類の情報を定常的に処理する職域の人々が容易に入手できるものでないとの意味での秘密性を有すること

(b) 情報が、その秘密性に基づく現実の若しくは潜在的な価値を有すること

(c) 情報を合法的に管理する者がその秘密性を保全するための合理的な手段を講じていること

産業秘密を構成する情報は、製品の性質、特徴若しくは目的、製品の製造方法、又は製品を頒布若しくは販売し又はサービスを提供する手段若しくは方法に関するものでなければならない。

第 117 条

産業秘密の保護は、一般に製造及び生産の過程に組み込まれた技術、並びに所有者が秘密とし自己に競争上及び経済上の他人に対する有利性を保持させている技術、経験又は知的能力から引き出される工業技術の利用に関する知識の両者について与えることができる。

第 118 条

本法において、公共財産である情報、該当分野の専門家に明白である情報及び法の規定若しくは裁判所の命令が開示を要求する情報は産業秘密とはみなされない。所有者が当局に提供する情報は、それが免許、許可、授権、登録又はその他公的な証書を得るために提供される場合は、公共財産及び法規が開示を要求する情報の何れともみなされない。

第 119 条

産業秘密を合法的に開発若しくは取得した者は、取得の場合に提供者がそれを秘密情報として取り扱っている場合でも、自由に使用、開示又は伝達することができる。別段の合意がない限り、提供当事者間で互いに他方に対して産業秘密についての自己の権利を主張することができない。

第 120 条

産業秘密を構成する情報は、文書、電子若しくは磁気媒体、レーザー・ディスク、マイクロフィルム、写真フィルム又はその他の類似態様によるものでなければならない。

第 121 条

第 116 条に基づく保護は、同条に定める要件が満たされる限り存続する。民事及び刑事上の責任に加え、第三者が公正な取引慣行に反する態様で産業秘密の開示、取得若しくは使用した場合は、その者は、発明新技術局の意見に従い、政令 26122 号に基づき INDECOPI の不正競争防止委員会によって処罰される。

第 122 条

産業秘密を有する者は、それを他人に移転し又はその使用の許諾を与えることができる。使用の許諾を与えられた者は、授権者との別段の合意によらない限り、如何なる方法によるかを問わず、当該産業秘密を他人に開示してはならない。技術移転若しくは技術支援契約又は基本エンジニアリング若しくは詳細エンジニアリングの提供契約において、それらに含まれる産業秘密を保護するために秘密条項を使用することができる。このような場合は、当該条項には秘密として取り扱う要素を特定しなければならない。

第 123 条

自己の職責又は地位に基づく業務遂行過程で、又は専門職としての活動や事業活動の中で産業秘密に接しかつその秘密性について知らされる者は、正当な理由に基づきかつ当該産業秘密を所有し又はその使用の許諾を与えられている者の同意を得ない限り、当該秘密の使用や開示を行ってはならない。

第 124 条

新しい化学合成物を使用する薬品や農薬の販売承認を受けるために未公開の実験その他のデータを提出しそれらの安全と効果についての決定を得ることが必要な場合は、提出されたデータはそれらの開発がかなりの努力を必要としたものである限り、秘密情報として保護される。ただし、公衆の安全を守るためにそれらデータの公開が必要な場合又は不当な商業的使用からそれらデータを保護するのに十分な措置が講じられる場合はこの限りでない。

第 125 条

第 124 条に規定するデータの提出者以外の者は、関係製品の販売承認がデータ提出者に与えられた日から 5 年間は、当該提出者の承認を得ない限り、自己の製品の販売承認申請における補充データとして上記データに依拠することができない。

第 1 段落の規定は、生物学的等価性又は生物学的利用可能性の研究に基づく略式承認手続には適用されない。

第 126 条

製品の販売が外国で与えられた販売承認に基づく場合は、第 125 条に規定する販売承認を得るために提出された情報の排他的使用期間は最初の販売承認が得られた日から起算されるものとする。

第 127 条

産業秘密は公証人に寄託することが可能である。この場合は、産業秘密の説明を含む印で閉じられた封筒を提出するものとする。更に、当該産業秘密が自己に寄託されたものであることの公証人の証明書も所轄当局に提出しなければならない。

第 IX 章 商標とサービスマーク

第 I 節 総則

第 128 条

標章とは、市場において或る者の商品及びサービスを他人の商品及びサービスと区別するために使用される一切の標識を意味する。次に掲げるものを含め、知覚可能で、十分な識別性を有しかつ図示可能な標識は登録を受けることができる。

- (a) 人を特定するものを含め、既存の又は創作された言葉若しくはそれらの組合せ
- (b) 像、形態、記号、図表、ロゴタイプ及び音響
- (c) 文字、数字、組合された色彩
- (d) 包装、容器、製品の顕著性ある形状又はそれらの表現を含む立体形状
- (e) (a)から(d)までに非網羅的に述べられている標識その他のものの組合せ

第 129 条

次に掲げる標識は商標若しくはサービスマークとして登録することができない。

- (a) 第 128 条に規定する要件に適合しない標章
- (b) 商品若しくはその容器の通常の状態、又は標章の対象となる製品若しくはサービスの機能により強制された形状又は特徴から成る標識
- (c) 標章が使用されている製品又はサービスに機能的若しくは技術的利点を与える形状から成る標識
- (d) 標章が使用されている製品又はサービスの種類、品質、数量、目的、価額、原産地、生産時期若しくはその他の詳細事項、特徴又は情報を指定若しくは説明するのに資する標識又は表示のみから成る標識
- (e) ペルー国内における日常会話や事業活動において関連の製品若しくはサービスを示すものとして一般的又は日常的に使用されている標識若しくは用語のみから成る標識
- (f) 特定の形を現す如何なる区分もない分離した色彩からなる標識
- (g) 法律、道徳、公共政策若しくは適正な慣習に反する標識
- (h) とりわけ関連の製品若しくはサービスの出所、性質、製造方法、特徴若しくは品質、又は製品若しくはサービスの利用目的への適合性に関して事業集団若しくは公衆を欺罔する可能性の高い標識
- (i) 保護された原産地名称を複製若しくは模倣した標識、対象の製品若しくはサービスに関して混同を生じさせる可能性のあるペルー若しくは外国の地理的表示から成る標識、及び対象となる商品の原産地、出所、品質若しくは特徴に関して公衆を誤解させる可能性の高い標識
- (j) 公式に認められている国又は国際機関の名称、紋章、旗章その他の記章、略語、名称若しくは略称を当該の国若しくは国際機関の権限ある官庁の許可なく複製又は模倣した標識。このような標識は、如何なる場合にも、識別性ある主要な標識の副次的な要素である場合のみ登録が可能である。
- (k) 技術規格に合致していることを示す標識。ただし、規格及び品質要件について管轄する国家機関が登録を求める場合は除く。

- (l) ペルー又は他の国の法的通貨である硬貨若しくは紙幣を複製した標識，一般的に有価証券その他の流通証書，印章，印影，印紙又は課税印を複写した標識
- (m) 保護された植物の品種又は本質的にそれらから生じた品種の名称から成る標識

第 130 条

第三者の権利保護の関係で，次に掲げる性質を有する標識も同様に登録することができない。

- (a) 同一の商品又はサービスに関して，又は同一の標識が使用されることによって公衆に誤認を生じさせる可能性のある商品又はサービスに関して第三者が既に登録している若しくは登録の出願を行っている標識と同一若しくは公衆の混同を生じさせる程類似した標識
- (b) 公衆の誤認を生じさせる可能性がある場合において，本法により保護された商号と同一若しくは類似した標識
- (c) 公衆の誤認を生じさせる可能性がある場合において，登録された広告スローガンと同一若しくは類似した標識
- (d) ペルーにおける又は，互惠主義を前提として，地域又は国際的商域における関連分野に周知でかつ第三者に属している識別性ある標識の全体若しくは一部分の複製，模倣，翻訳若しくは転写から成る標識。この禁止は，類に関係なく，標識の使用が周知標章の対象と同一の商品又はサービスについて意図されている場合と，その使用が周知標章の対象と異なる商品又はサービスについて意図されている場合の両者に適用される。ただし，周知標章の正当な権利者による登録出願は除く。
- (e) 登録出願の対象とする商品又はサービスの類如何に関わりなく，周知標章と混同を生じさせるほど類似した標識。ただし，周知標章の正当な権利者による登録出願についてはこの限りでない。
- (f) 出願人と異なる自然人又は出願人とは別人であると公衆から認識される自然人の姓名，雅号，署名，戯画若しくは肖像からなる標識。ただし，当該自然人若しくはその相続人の同意がある場合はこの限りでない。
- (g) 第三者の著作権の対象である文学的，芸術的又は科学的な著作物の名称又はそのような架空若しくは象徴的人物の名称から成る標識。ただし，当該著作権者の同意がある場合はこの限りでない。

第 131 条

2 個の標識が消費者の混同及び誤認を生じさせる程類似しているか否かを判断する場合は，所轄当局は主に次に留意して判断を行うものとする。

- (a) それぞれの全体的な外観を捉え相違点よりもむしろ類似点を重視して，両者を比較対象すること
- (b) 平均的消費者の認識レベル
- (c) 対象の商品又はサービスの性質，及びそれらが販売若しくは提供される態様
- (d) 標識の恣意性若しくは空想性，その使用態様，宣伝広告及び標章についての評判
- (e) 当該標識が密接な 1 群の商標の 1 要素であるか否か

第 132 条

言葉による標識の場合は，第 131 条の基準に加えて次の事由を考慮しなければならない。

- (a) 図形上及び音声上の類似性
- (b) デザインの類似性
- (c) 標識が一般的又は説明的な語句を含んでいる場合は、最も識別性の高い1又は複数の言葉で比較すること

第 133 条

図形標識の場合は、第 131 条及び第 132 条に掲げる基準に加えて次の事由を考慮しなければならない。

- (a) 図形が類似している場合は、それらが同一若しくは類似の印象を与えるか否か
- (b) 図形が異なっている場合は、それらが類似の概念を連想するか否か

第 134 条

言葉と図形の両要素からなる合成標識の場合は、第 131 条、第 132 条及び第 133 条に掲げる基準に加えて、次の事由を考慮しなければならない。

- (a) 言葉的要素が図形的要素に付加されている態様
- (b) 概念上の類似性
- (c) 標識の特徴を決定するものとしての、言葉的要素の図形的要素に対する比重

第 135 条

言葉標識と図形標識間の類似性を判断する場合は、概念的類似性に適正な考慮が払われなければならない。言葉標識と合成標識間の類似性を判断する場合は第 132 条と第 134 条に掲げる基準に適正な考慮が払われなければならない。図形標識と合成標識間の類似性を判断する場合は第 133 条と第 134 条に掲げる基準に適正な考慮が払われなければならない。

第 131 条に掲げる基準は、上記 3 つの場合の何れにも等しく適用される。

第 136 条

著作権の対象になる文学的、美術的又は科学的作品及び架空若しくは象徴的人物の題名や名称からなる標識の登録を求める場合は、それら作品や名称が公共財産となった後を別として著作権者の同意書を提出しなければならない。

標識を使用することによって民法で保護された自然人の非金銭的権利や地域共同体その他合法的団体の権利、特に名称、署名、俗称、愛称その他の呼称又は肖像に影響を及ぼすような標識の登録を求める場合は、関係主体の同意書を提出しなければならない。

何れの場合においても、同意書は特定の日付を付したものでなければならない。権利者が死亡している場合は、裁判所により又は遺言書によって特定されたすべての相続人の同意が必要である。

第 137 条

標章が地理的名称によって構成されている場合は、対象商品の販売に当たっては商品の製造場所を商品上に見易くかつ明確に読み取れる態様で付さなければならない。

第 II 節 手続

第 138 条

標章登録の願書は所轄当局に対して提出するものとする。1 個の登録出願は商品又はサービスの 1 つの類についてのみ認められ、願書には次を明示若しくは添付しなければならない。

- (a) 出願人を特定する情報
- (b) 登録を求める標章の明確かつ完全な表示
- (c) どの類のどのような商品又はサービスについて登録を求めるかの表示
- (d) 所定手数料の納付証

第 139 条

登録出願においては、願書と共に次のものを提出しなければならない。

- (a) 代理人による場合は、委任状
- (b) 優先権を主張する場合は、優先権の主張を明確に行うと共に、当該標章に関して最初に外国でなされた出願書類の写を提出すること
- (c) 図形要素を含む場合は、標章の見本 1 通
- (d) 所轄当局が定めるその他のもの

第 140 条

標章の登録出願人は、派生的要素に限って自己の出願を変更することができる。また、当初対象とした商品又はサービスを減縮することができる。一方、所轄当局は、処理手続中何時でも、出願人に願書の補正を行うよう求めることができる。所轄当局による補正請求については第 142 条の規定を適用する。本条に定める場合において、標章自体の変更及び指定された主たる商品又はサービスの拡張は認められない。

第 141 条

出願がなされた場合は、所轄当局は、出願後 15 就業日以内に、本法の定める方式要件が遵守されているか否かを審査する。

第 142 条

審査の結果方式に不備があることが発見された場合は、所轄当局は、出願人に通知を發して通知後 30 就業日以内に不備を補正するよう要求する。この期間は 1 回に限り、優先権に影響を与えることなく更に 30 就業日延長することができる。指定された期間内に不備が補正されない場合は、登録出願は拒絶される。

第 143 条

ペルーが締約国となっている国際協定及び条約によって認められた優先権は、それらにおいて定められている期間内に主張しなければならない。出願の公告がなされた後は、優先権主張を行うことはできない。

第 144 条

登録出願が方式要件を満たしている場合は、所轄当局はその公告を命じる。

第 145 条

登録出願の公告は、出願人の費用負担の下に官報においてなされるものとし、次の事項が開示される。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の名称及び居住国
- (c) 合成標識又は図形標識の場合は、標識の見本又は説明
- (d) 対象とする商品又はサービスが属する類
- (e) 優先権が主張されているか否か、又は優先権の対象となる商品又はサービスが限定される場合はその表示

第 146 条

出願された登録に正当な利害関係を有する者は、公告後 30 就業日以内に登録異議の申立を行うことができる。

第 147 条

異議申立書には、次を明示若しくは添付しなければならない。

- (a) 異議を申し立てる出願の特定
- (b) 異議申立人の名称及び住所
- (c) 代理人による場合は、委任状
- (d) 異議理由
- (e) 異議理由の証拠
- (f) 所定手数料の納付証

異議が図形標識又は合成標識の登録若しくは登録出願がなされていることを理由とする場合は、そのような標識の正確な見本を提出する必要がある。

第 148 条

次の何れかの事由に該当する場合は、所轄当局は異議を却下する。

- (a) 異議提起期間経過後の異議申立
- (b) 異議を申し立てた出願の出願日より後日付の出願に基づく異議
- (c) ペルーに対する効力を有していない協定若しくは条約に基づく異議
- (d) 所定手数料の不納付

第 149 条

代理人による異議申立の場合に委任状が異議申立時に提出されてないときは、60 日以内に委任状を提出しなければならない。この期間は延長されない。上記の 60 日の期間は、異議申立受理通知の受領日の翌日から起算される。この期間を徒過した場合は、異議申立はなされなかったものとみなされる。異議申立と同時に委任状が提出されていない場合においても、所轄当局は手続を進める。第 147 条(a)、(b)、(d)、(e)及び(f)の要件に不備がある場合は、所

轄当局は出願人に通知を発し、通知日の翌日から 48 時間以内に補正を行うよう要求するものとする。

第 150 条

異議が受理されかつ第 149 条に規定される障害が存在せず又は適正に補正された場合は、所轄当局は出願人に通知を発し、通知日から 30 就業日以内に答弁書を提出するよう求めるものとする。

第 1 段落に規定する期間が経過した後、所轄当局は異議に関する決定を行い、かつ出願につき登録すべきか拒絶すべきかの査定を行う。この査定の結果は出願人に通知される。

第 151 条

異議が申し立てられることなく第 146 条に規定する期間が経過した場合は、所轄当局は登録出願についての審査を行い、登録すべきか拒絶すべきか査定する。この査定の結果は出願人に通知される。

第 152 条

ペルーで開催された公認の博覧会で商品又はサービスに関して使用された標章は、そのような博覧会で当該標章の下に商品又はサービスが最初に展示された日後 6 月以内に出願を行うことを条件に登録を受けることができる。この場合は、出願は最初の展示日になされたものとみなされる。本条に規定する事実については、当該標章が関係の商品又はサービスに関して最初に使用された日を明示する博覧会主催団体の発行する証明書によって証明しなければならない。

第 153 条

標章の登録の有効期間は登録日から 10 年とし、以後、各々 10 年の期間で更新することができる。

第 154 条

商標登録の更新は、登録有効期間の満了前 6 月以内に所轄当局に出願するものとする。ただし、商標所有者は、所定の手数料を納付することを条件に、登録有効期間の満了日から 6 月の追加出願期間を認められる。上記期間中、商標登録又は係属出願の効力が存続する。更新が認められるために商標使用の証拠は必要とされず、既存の登録と同一の条件で自動的に更新が認められる。ただし、出願人は対象とする商品又はサービスを縮減することができる。

第 155 条

更新されなかった標章に関して第 154 条に規定する追加出願期間の経過後 6 月以内に同一標章についての登録出願がなされた場合は、当該標章と共存して登録されていた第三者の登録標章の最後の共存登録標章の所有者による当該登録を根拠とした異議は更新拒絶事由として取り上げられない。

第 156 条

標章の登録出願は 1 つの類の商品又はサービスについてのみ行うことができる。ただし、1 つの類に含まれるものである以上、それらの商品又はサービスの全部か一部分かを問わず登録出願の対象とすることができる。これについては、修正された 1957 年 6 月 15 日の商品及びサービスの国際分類に関するニース協定の規定が適用になる。

第 157 条

特定の商品又はサービスを対象として標章登録を受けている者は、当該登録の対象となっていない商品又はサービスを対象として同一標章についての新規の登録を受けることができる。このような新規の登録出願は、登録出願の処理に関する本法の規定に従い独立に審査され決定される。

第 158 条

出願人と異議申立人は同一若しくは類似の標章の登録を共存させる合意を行うことができる。ただし、そのような共存的登録が消費者の一般的利益を害さないものとする所轄当局の認定を条件とする。

第 159 条

所轄当局は何時でも、出願人と異議申立人を召還して和解の試をさせることができる。この和解手続は所轄当局が指定する者の立会の下に行われるものとする。当事者が第三者の権利に影響を与えない内容の合意に達した場合は、この合意は書面に記録され、司法外取引としての効力を有する。

第 160 条

標章登録の更新出願、ライセンス契約の登録及び登録事項の変更に対しては異議の申立は認められない。ただし、要件を満たしている限り、訴訟を提起することは妨げられない。

第 161 条

商品又はサービスが相互に類似しているか異なっているかについては、商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に依拠する。

第 III 節 登録に基づく権利

第 162 条

所轄当局に標章登録がなされることによって、当該標章を排他的に使用する権利が生じる。

第 163 条

標章は、標章登録簿に記載された形状で使用しなければならない。登録外使用、すなわち標章登録簿に記載されていない形状での使用は、それらが標章の識別性を害さない派生的な特徴の変更若しくは付加の結果である場合に限り許されるものとする。

第 164 条

登録標章の所有者は、取扱業者が自己の標章を製品若しくはその容器から除去するのを阻止することができる。

第 165 条

標章権は、質入れしまたその他の権利の客体とすることができる。同様に、標章権は標章を使用している企業若しくは事業と独立に差し押さえることができ、差押手続に関する手段の対象となる。標章権を対象とする上記の権利や手段は、標章登録簿に登録されない限り第三者に対する対抗力を有さない。

第 166 条

標章所有者は、その標章登録において対象とした商品又はサービスの全部又は一部分について標章のライセンスを付与することができる。

第 167 条

標章のライセンスを付与した場合は、標章所有者は、標章のライセンスを与えた商品又はサービスの品質及び目的適合性に関して、自己が自らそれらの製造若しくは提供を行ったと同様に消費者に対して責任を負う。

第 168 条

標章の登録に影響を与えるライセンスの付与、標章権の譲渡その他の行為の登録については、第 142 条の規定を適用する。

第 169 条

標章の登録により、標章所有者は、標章登録の対象とされている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して標章所有者の同意を得ることなく次の行為を行う第三者に対して訴を提起する権利を有する。

(a) 登録標章又は登録標章に類似した標章を、公衆を誤解させ又は標章所有者に損害を生じさせる可能性のある態様で使用し又は製品等に付す行為

(b) 当該標章を付した商品の販売、販売の申出、保管又は市場化、当該標章の下に提供するサービスの申出行為

(c) 当該標章を付した商品の輸入及び輸出

(d) 登録標章の対象とされている商品又はサービスと異なる商品又はサービスに関して登録標章と同一若しくは類似の取引標識を使用する行為。そのような商品又はサービスに関する使用が公衆の誤認若しくは混同を生じさせる虞がある場合、標章所有者に不当な経済上若しくは商業上の損害を生じさせる虞がある場合、又は当該標章の識別性若しくは商業的価値の減少を生じさせる虞がある場合は禁止の対象となる。

(e) 性質又は目的から判断して、上記(a)から(d)までの項目と同等と考えられるその他の行為

第 170 条

その行為が誠実なものでありかつ商標として使用するものでない限り，第三者は次に掲げるものを市場取引において登録標章の所有者の同意を得ることなく使用することができる。自己固有の名称，住所若しくは雅号，地理的名称，商品又はサービスの種類，質，数量，目的，価値，原産地又は生産若しくは提供の時に関する表示，及び商品又はサービスに関するその他の特徴。ただし，そのような使用は同定若しくは情報提供目的のものに限られかつ商品又はサービスの出所に関して公衆の誤解を生じさせる虞がないことを条件とする。

標章の登録は標章所有者に対して，第三者が合法的に登録標章の付された商品又はサービスを宣伝し，販売の申出若しくはそれら商品又はサービスの存在又は利用可能性を知らせるためにそれら標章を使用すること及び登録標章の付された商品に使用できる部品や付属品の使用適性や互換性を知らせるためにそれら標章を使用することを禁止する権利を与えるものではない。ただし，そのような使用は誠実になされなければならない，かつ公衆への情報提供目的に限定され，かつ関係商品の製造企業に関して公衆の誤認若しくは混同を生じさせる可能性の高いものであってはならない。

登録標章の所有者は，自己の標章登録の対象としている商品又はサービスと同一若しくは類似の商品又はサービスを識別する手段として市場において同一若しくは類似の標章又は標識を使用する第三者に対して，そのような同一性若しくは類似性が公衆の誤認を生じさせるものと認められる場合は，適当な対抗措置を講じる権利を有する。

第 171 条

登録標章の所有者は，第三者が当該標章所有者，使用権者又はその他適正な権限を与えられた者が何れかの国の国内市場で販売した又は合法的に市場に置いたそれらの者の標章使用商品に関して当該標章を使用することを禁止する権利を有さない。ただし，それら商品の性質が市場化の過程で変容されていないことを条件とする。

第 IV 節 登録の取消

第 172 条

所轄当局は，利害関係人の請求により，当該請求のなされた日に先立つ継続 3 年以上標章所有者若しくはその使用権者が正当な理由なく標章を使用していない場合は，当該標章登録を取り消すものとする。不使用を理由とする標章登録の取消請求は，標章侵害訴訟における防御方法として，登録出願への異議申立に対する防御方法として，また不使用による登録無効請求に対する防御方法として提起することができる。

次に掲げるものは標章使用の証拠と認められる。

- (1) 不使用に基づく登録取消の請求がなされた日の前少なくとも 1 年間における定期的かつ相当量の販売実績を示す代金領収証又は請求書
- (2) 不使用に基づく登録取消の請求がなされた日の前少なくとも 1 年間における定期的な商品の生産又は販売を示すものとしての会計士事務所作成の商品存在証明である標章付商品の在庫一覧
- (3) 標章の使用を証明するその他適切な形態の証拠

標章使用の立証責任は標章所有者に属する。標章登録は，その不使用が不可抗力若しくは予

測不可能事由、又は標章の対象となる商品又はサービスに関する輸入制限その他の政府規制によることを標章所有者が証明した場合は取り消されない。

所轄当局は、不使用を理由とする場合に加えて、登録標章の登録時に当該時点の適用法の定める意味において周知であった当該標章と同一若しくは類似する標章の正当な権利者の請求に基づいて標章登録を取り消すことができる。

第 173 条

標章登録の取消請求は所轄当局に提出されるものとし、第 147 条の規定が準用される。標章登録取消請求にはまた、第 159 条の規定が準用される。

第 174 条

登録標章の取消請求がなされた場合は、所轄当局は、当該標章の所有者に通知を發して、通知日後 30 日以内に標章の使用を証明するのに適当と考える対応を行うよう求めるものとする。上記の期間が経過した後、所轄当局は標章登録の取消を行うか否かの決定を行い、その決定を当事者に通知する。

第 175 条

標章登録の取消請求がなされた場合は、所轄当局は、取消請求において報告された又は標章所有者が登録出願若しくは更新出願の際に届け出た住所に宛て標章所有者に取消請求の通知を送付する。

第 1 段落に規定する住所において標章所有者への通知を行うことができない場合は、民事訴訟法の規定に基づく公示送達により通知を行う。通知の費用は、取消請求者が負担するものとする。

第 176 条

登録標章の対象とする商品又はサービスが通常取引過程において相当と認められる量及び態様で当該標章の下にこれまで市場に提供され又は現在提供されている場合は、標章は使用状態にあると認められる。この判断においては、商品又はサービスの性質及びそれらの販売のために使用される方法にも適切な考慮を払わなければならない。

登録された形状と細かな点でのみ相違し登録形状の識別性を変更しない形状で登録標章が使用されている場合は、不使用を理由とする登録の取消原因は認められずまた当該標章の保護は害されない。

第 177 条

登録標章は、次の場合は不使用を理由とする取消の対象とならない。

(a) 標章が、標章所有者から授権された者によりペルーが当事者となっている標章に関する国際協定及び条約の規定に従って使用されている場合。標章所有者による授権が所轄当局に登録されているか否かを問わない。

(b) 対象とする商品が標章所有者以外の取引業者若しくは輸入業者により当該標章の下に市場に置かれ販売されている場合

第 178 条

防御方法としての登録取消請求は、所定手数料の納付証を添付してなされなければならない。

第 179 条

取消請求を認容された者は、取消請求認容決定が確定した日から 3 月以内に出願する場合は、登録を得る優先権を認められる。

第 180 条

標章登録の所有者は、登録についての自己の権利を放棄することができる。部分的な放棄は、複数の商品又はサービスを指定して登録がなされている場合にのみ可能である。

標章権の放棄は当該標章について登録された第三者の権利が存在する場合は行うことができない。ただし、当該第三者の同意書が提出された場合はこの限りでない。

第 V 節 登録の無効

第 181 条

所轄当局は、次の何れかの事由に該当する場合は、職権で又は利害関係人の請求に基づき、関係人の聴聞を経て標章登録の無効を宣言することができる。

- (a) 登録が法の規定に違反して付与されたとき
- (b) 登録が過去に所轄当局によって虚偽若しくは不正確と判定されたにも拘らず本質的資料として出願書類に含まれた情報又は文書に基づいて付与されたとき
- (c) その他、登録が不誠実に取得されたとき

特に、次の場合は登録は不誠実に取得されたものとみなされる。

- (1) 外国で登録された標章の所有者の授権に基づいて行為する代理人、販売業者又は標章利用者が、当該外国標章の所有者の明示の同意を得ることなく、当該標章又は当該標章と混同の虞がある標章の登録出願を行い、登録を得た場合
- (2) 売買を目的として標章の登録を受けることを業とする者が標章登録の出願を行い又は登録を取得した場合

本条に規定する登録無効の請求は、何時でも提起することができる。

第 182 条

登録無効の請求は所轄当局に提起されるものとし、第 147 条の規定が準用される。第 159 条の規定も登録無効の請求に準用される。

標章登録無効の請求は、当該事由が登録異議の申立手続において同一当事者間で若しくは同一当事者から権利を承継した者の間で同一の理由に基づいて争われている場合は提起することができない。

第 183 条

登録無効の請求を受けた場合は、所轄当局は第 175 条を準用して標章所有者に通知を与え、通知日から 30 就業日以内に当該請求に対する抗弁を提起するよう求めるものとする。この期間が経過した後、所轄当局は無効請求に対する決定を行う。

第 184 条

標章の登録出願時に、当該標章が第三者に属するものであることを知っていた又は当然知るべきであった者による出願によりなされた登録は無効である。

第 X 章 登録の失効

第 185 条

標章所有者が、追加出願期間を含め、法定期間内に本法の定に従って更新出願を行わない場合は、標章登録は失効する。

第 XI 章 周知標章

第 186 条

本法は、無権利の第三者が周知標章の有名性を不当に利用すること又は周知標章の識別性若しくはその市場面又は宣伝面での価値の希薄化を防止するために周知標章帰属者に特別の保護を与える必要を認める。

第 187 条

標章の登録不適格理由に関する関係規定の効力を害することなく、第 186 条に言及する特別保護の必要に基づき、本法は、無権利の第三者が周知と認められる標章の全体若しくは一部分、又はそれらの模倣、翻訳、字訳若しくは書換である標識を当該標章が使用されている商品又はサービスとは別に自己固有の標章として使用することを禁止する権利を、そのような使用が次の何れかに該当することを条件として当該周知標章の帰属者に与える。

- (a) 商品又はサービスの出所に関する誤認又は当該周知標章が使用されている商品又はサービスとの関連性の誤解を生じさせる可能性の高い使用
- (b) 当該第三者が当該標章の有名性から不当若しくは不正な利益を得ることが明確に予想される使用
- (c) 当該標章の識別性若しくはその市場面又は宣伝面での価値の希薄化又は当該標章の威信を毀損若しくは低下させる可能性の高い使用

第 188 条

標章が周知であるか否かを判断するにおいては、とりわけ次に掲げる事由を考慮しなければならない。

- (a) 登録の対象とされている商品又はサービスに関する識別性ある標識として関係分野において認識されている程度
- (b) 当該標章の普及及び宣伝広告の程度及び範囲
- (c) 標識の経過年数及び使用の継続性
- (d) 標識が使用されている商品又はサービスの生産及び販売の状況

第 XII 章 広告スローガン

第 189 条

広告スローガン(「商業スローガン」と同義)は、標識の機能を補足するために使用される言葉、文句又は説明文として定義される。広告スローガンは本法の規定の下に保護される。

第 190 条

広告スローガンの登録出願においては、その広告スローガンが付される出願中の標章又は登録済標章を明示しなければならない。

第 191 条

広告スローガン登録の有効期間中、その権利者は当該広告スローガンを同一類の商品又はサービスに関して自己の名で登録されている別の標章に連結させることを所轄当局に出願することができる。本出願に関しては第 142 条を準用する。

第 192 条

広告スローガンの登録の存続期間は権利付与決定日から 10 年とし、更新が認められる。広告スローガンが関係する標章の取消、無効又は失効は、前段落に規定される登録存続期間の満了如何に拘らず、同時に当該広告スローガン登録の取消、無効若しくは失効を招来する。

第 193 条

類似の商品若しくは標章への言及を含む広告スローガン又はそのような商品若しくは標章の利益を害する可能性の高い広告スローガンの登録は認められない。

第 194 条

広告スローガンは、その関連する標章若しくは標識と共にのみ譲渡することができる。

第 195 条

第 IX 章の規定は、広告スローガンに準用される。

第 XIII 章 団体標章と証明標章

第 196 条

団体標章は、その所有者の管理の下に団体標章を使用する 1 群の事業者の商品又はサービスの出所その他の共通の特徴を識別させる標章として定義される。

第 197 条

生産者、製造者若しくはサービス業者の連合体、又は関係者の合法的な組織若しくはグループは、そのような連合体、組織若しくはグループの一員が市場に提供している商品又はサービスをそれら一員以外の者の商品やサービスから識別させるために団体標章の登録を出願することができる。

第 198 条

登録出願においては団体標章の登録出願であることを明示すると共に、次を明示若しくは添付しなければならない。

- (a) 団体標章出願を行う連合体、組織又はグループの規約の写
- (b) 団体標章出願人が関係の商品又はサービスの管理のために定めた規則の写
- (c) 団体標章を関係の商品又はサービスに対して使用する態様及び条件
- (d) 一員のリスト
- (e) 所轄当局が定めることのあるその他の要件

団体標章が登録された後、本条に規定した事項に何らかの変更が生じた場合は、登録を受けた連合体、組織又はグループはそのような変更を常に所轄当局に届け出なければならない。

第 199 条

団体標章は主体たる連合体、組織又はグループの決定と所轄当局の同意の下に第三者に譲渡することができる。ただし、如何なる場合にも、当該連合体、組織又はグループの一員の有する当該標章の使用は害されない。

使用規則に基づく使用者資格を有する者以外の者は団体標章のライセンスを取得することができない。

第 200 条

証明標章は、その所有者から適正に授権された者が生産若しくは供給する商品又はサービスの出所、構成要素、質その他の特徴を証明するものである。原産地名称を証明標章として登録することはできない。

第 201 条

証明標章の登録出願には、関係の商品又はサービスの質、構成要素、出所その他の共通の特徴を規定した使用規則を添付しなければならない。使用規則にはまた、証明標章の所有者が行うべき監督措置、及びそれに違反した者に対する制裁を明記しなければならない。

第 202 条

証明標章の所有者は、証明標章の所有者自ら製造若しくは供給する商品又はサービスの識別標識として当該証明標章を使用してはならない。

第 203 条

団体標章若しくは証明標章の使用規則を変更しようとする場合は、標章所有者はその意図を所轄当局に届け出なければならない。届出を受けた場合は、所轄当局は当該変更が法の要件に適合するか否かを審査する。使用規則の変更は、所轄当局の審査を経て関係の登録簿に登録された時から効力を生じる。

第 204 条

団体標章若しくは証明標章の登録に基づく訴訟は、使用規則に別段の規定がある場合を除いて、標章所有者が提起することができる。団体標章若しくは証明標章の所有者は使用権者に代わって、それら標章の無権限の使用により使用権者が被った損害の賠償請求を行うことができる。

第 205 条

団体標章若しくは証明標章の登録の無効、取消及び失効については、商品及びサービスの標章の規定が準用される。更に、団体標章若しくは証明標章の登録は、次の何れかの事情が存在する場合は、取り消されるものとする。

- (a) 標章所有者が使用規則に定める使用方法に反した標章使用その他使用規則に違反した使用を許可若しくは容認したこと
- (b) 証明標章の所有者が、自ら又は当該標章所有者との経済的関係を有する者が製造若しくは供給する商品又はサービスに関して当該標章を使用したこと

第 206 条

商品又はサービスに関する標章について本法が規定する要件、権利及び義務は団体標章及び証明標章に準用する。

第 XIV 章 商号

第 207 条

商号は、自然人若しくは法人がその経済活動の遂行において自己を特定するために使用する標識として定義される。

第 208 条

本法により商号に与えられる保護は次の通りである。

(a) 混同又は連想の虞があることを条件として、自己が使用若しくは採択している商号と同一若しくは類似する商号を他人が使用若しくは採択することの禁止

(b) 混同又は連想の虞があることを条件に、自己が先に採択し使用している商号と主要な識別的特徴が全面的に又は本質的要素で一致する標識を他人が使用若しくは登録することの禁止

第 209 条

登録されたものか否かを問わず、商号保護の訴訟は第 XVI 章の規定に従うものとする。

第 210 条

商号に関する排他的権利は取引におけるそれらの最初の使用時に生じ、企業の閉鎖又は商号が使用されていた経済活動の終了と共に終わる。商号はそれを使用している企業若しくは組織と共にのみ譲渡することができる。企業若しくは組織の譲渡は、別段の合意がない限り、当該企業若しくは組織の商号の移転を伴うものとみなされる。

第 211 条

何人も、自己が従事する経済活動の識別のために使用している商号の登録を出願することができる。商号の登録出願においては、それが最初に使用された日付を明記し証明すると共に、関連する経済活動を明示しなければならない。所轄当局は、商号を登録するに際し、出願人に対して当該登録の最初の使用日を認定する。

第 212 条

所轄当局は、商号の最初の使用日を証明するために提出すべき証拠に関する規則を定めることができる。

第 213 条

商号登録の公告においては次の事項が明示されるものとする。商号登録の公告は、出願人の費用負担において、官報においてなされる。

- (a) 出願番号
- (b) 出願人の名称及び居住国
- (c) 商号の見本
- (d) 商号によって識別される経済活動が属する類別
- (e) 合成標章又は図形標章の場合は、標章の説明

(f) 商号の最初の使用日

第 214 条

商号登録の存続期間は権利付与決定日から 10 年とし、更に、各 10 年の期間で更新が認められる。

第 215 条

商号所有者のみが当該商号を使用しかつその標章としての登録を受けることができる。逆に、登録標章の所有者のみが当該標章を使用しかつその商号としての登録を受けることができる。

第 216 条

商号を使用し又は登録を得ている商号所有者が訴訟においてそれらに基づく権利を主張しようとする場合は、その者は訴訟の根拠となる商号によって識別している経済活動を同種若しくは類似する他人の経済活動と区別するための当該商号のペルーでの使用又はペルーで使用するについての関係について公衆の認識を証明しなければならない。

第 217 条

商号に関するすべての事項には、特段の規定が置かれている場合を除いて、商標及びサービスマークに関する規定が準用される。

第 XV 章 原産地名称

第 218 条

ペルーの原産地名称の権原者はペルー国であり、ペルー国はそれらに関するライセンスを付与する。

第 219 条

原産地名称は、ペルー国内の或る地域若しくは場所の名を使用した名称であって、その地域若しくは場所で発しかつ固有の品質若しくは特徴が当該地域又は場所に特有な自然的及び人的要因に帰せられるような商品を指定するのに使用される名称として定義される。

第 220 条

原産地名称は、次の行為に対して保護される。

- (a) 原産地名称の無権限の使用
- (b) 類似した商品に関して又は原産地名称の名声を不当に利用しようとする使用に関して、宣言された保護範囲に含まれない商品の識別のためになされる使用
- (c) 商品の真の原産地に関して公衆を誤認させる虞のあるその他の行為

第 221 条

保護された原産地名称を商品の一般的名称とすることはできない。

第 222 条

次の名称は、原産地名称として宣言することはできない。

- (a) 第 219 条の要件に適合しない名称
- (b) 公正な慣行又は公共政策に反する名称、関係商品の出所、性質、生産方法、品質その他の特徴に関して公衆を誤認させる虞のある名称
- (c) 関係事項に精通した領域の人々だけでなく一般公衆によっても関係商品グループの共通又は一般的呼称として捉えられている言葉

第 223 条

原産地名称保護の宣言は、職権で、又は当該原産地名称の対象とする商品の採取、生産若しくは開発に直接貢献した自然人若しくは法人としての正当な利害関係人の請求に基づいてなされる。国、国の省庁、州又は市町村は関係地域の名称が関わる限りにおいて正当な利害関係人とみなされ得る。

第 224 条

原産地名称保護宣言の出願は所轄当局に対して書面でなされるものとし、次を明示若しくは添付しなければならない。

- (a) 出願人の名称、住所若しくは所在地及び国籍、並びに正当な利害関係
- (b) 保護を求める原産地名称
- (c) 地理的特性又は行政区画によって区分されたものとしての、当該名称によって識別する

商品の採取，生産若しくは開発のなされる地理的区域

(d) 出願する名称によって識別される商品についての固有特徴を含む詳細な説明

(e) 所轄当局が要求するその他の情報

第 225 条

保護出願がなされた場合は，所轄当局は，30 日以内に出願が本章に規定する要件を満たしているか否かを審査し，それら要件を充足しているときは，商標及びサービスマークの登録に関する本法の規定に従い出願公告及び異議申立の手続を行う。

第 226 条

原産地名称保護宣言は，官報及び全国的日刊紙 1 紙において 1 度公告される。

第 227 条

原産地名称保護宣言の条件は，何時でも，原宣言に関するのと同じの手続に従って変更することができる。変更の請求を行う場合は，変更内容と変更理由を明示しなければならない。

第 228 条

原産地名称に関する排他的ライセンスを与える宣言の有効期間は，所轄当局の裁量により，当該宣言の基礎となる状況の存続期間によって定められる。所轄当局は，基礎となる状況がもはや存在しないと判断する場合は，宣言の有効期間の終了を宣告することができる。ただし，利害関係人は，保護を正当化する状況が回復されたと考える場合は，所轄当局に改めて保護宣言を出願することができる。また，所轄当局の終了宣言に対しては本法に規定する審判を請求することができる。

第 229 条

所轄当局による原産地名称の保護宣言がなされた場合は，次に掲げる者は所轄当局に対してそのライセンス付与の出願を行うことができる。

(a) 原産地名称によって識別される商品の採取，生産若しくは開発に直接貢献した者

(b) (a) に掲げる活動を宣言で特定された地域で行っている者

(c) 所轄当局が定める要件に適合するその他の者

第 230 条

ライセンス付与を求める出願においては，次を明示若しくは添付しなければならない。

(a) 出願人の名称及び住所

(b) 代理人による場合は，委任状

(c) 出願人たる法人の存在と代表権を証明する書類

(d) ライセンスを求める原産地名称

(e) 該当地で商品の採取，生産又は製造が行われていることの証明書。この証明は，権限ある機関の行った現地調査報告によってなされるものとする。

(f) 関係商品の構成要素，成分，生産又は製造の方法及び商品を関係地域と結びつける要素を含め原産地名称で識別されるべき商品の特徴に関する証明書。この証明は，権限ある機関

の行った現地調査報告によってなされるものとする。

(g) 該当する場合は、関連のペルー技術規格を遵守していることの証明書

(h) 所定手数料の納付証

第 231 条

原産地名称で識別される商品の原料生産と製造が同一地域で行われない場合は、出願人は両地域、すなわち商品製造のための原料が生産される地域と商品の製造が行われる地域が共に原産地名称の保護宣言の対象となっていることを証明しなければならない。

第 232 条

原産地名称ライセンス付与の出願が本法の定める要件を充足していない場合は、所轄当局は出願人に通知を發して、通知日から 15 日の期間内に補正を行うよう求めるものとする。この期間については延長は認められない。

第 233 条

所轄当局は、出願日から 15 就業日以内にライセンスの付与又は拒絶の決定を行う。

第 234 条

保護原産地名称のライセンスの存続期間は 10 年とし、更に、標章登録の更新に関する本法の規定に従い各 10 年の期間で更新が認められる。

第 235 条

原産地名称の排他的ライセンスは、所轄当局の発行するその内容の宣言によって生じる。排他的ライセンスの無権限者による使用は、名称に「type」、「style」、「imitation」その他消費者を誤認させる可能性のある類似の語が付されている場合を含めて、犯罪とみなされる。

第 236 条

原産地名称は、ライセンスに付された条件に従って使用しなければならない。このような条件に従わない場合は、職権により又は利害関係人の請求に基づいてライセンスは取り消される。

第 237 条

原産地名称のライセンスが法の規定に違反して付与された場合は、所轄当局は職権で又は利害関係人の請求に基づき、関係者の聴聞を経て当該ライセンスの無効を宣言することができる。

第 238 条

ライセンスを付与される前に原産地名称を使用している者は、使用から 1 年以内にライセンス付与の出願を行わなければならない。

第 239 条

ペルー政府は、2 国間若しくは多国間の条約を締結することを通し、ペルーの原産地名称の外国での認知度の向上並びに、互惠主義原則の下、原産地名称登録簿の特別欄に外国の原産地名称の登録を許すことによりそれらの保護に努めるものとする。

第 XVI 章 侵害に対する救済

第 240 条

民法訴訟及び刑事訴訟による保護に加え、産業財産権の所有者は自己の権利を侵害する者に対して侵害に対する保護手続を申し立てることができる。このような産業財産保護手続は、産業財産権の所有者の権利が侵害される差し迫った危険が存在する場合にも提起することができる。また、所轄当局は職権で産業財産保護手続を開始することができる。これらの保護手続は、常に、法令第 807 号第 V 章(第 22 条を除く)に定める規律の対象となる。これに関して、同法令第 V 章における「委員会」の語は所轄当局の長を指すものと解釈し、また「技術部長」の語は所轄当局の指定する関係職を指すと解釈するものとする。

第 241 条

申立があった場合は、申立人のためにかつその責任において予防措置が命じられるものとする。

第 242 条

産業財産を侵害した者に対しては、罰金の警告が発せられ又は罰金が課せられる。これらは、侵害行為を停止させ又は再犯を禁止する命令の発行を禁止するものではない。所轄当局が産業財産侵害に対して課すことのできる罰金は 150UIT(税込)を超えない金額とする。罰金の賦課及びその程度は所轄当局が決定する。再犯は重大な事実とみなされ、それに対しては前回の制裁以上の制裁が課せられる。侵害者が当該侵害に対して下された最終決定の送達から 3 日以内に命令に従わない場合は、当該侵害者は、第 2 段落に規定する基準に従い、許される最大限度の罰金が課せられ、強制執行が命じられる。侵害者がなおその侵害行為を継続する場合は、命令が遵守されるまで金額の上限なく倍額の罰金を課して行くことができ、加えて、公訴官に告発し刑事罰の発動を求めることができる。

第 243 条

侵害申立人は、不正確な事実若しくは虚偽の証拠に基づく保護手続の申立によって相手方に損害を生じさせた場合は、その損害を賠償する責に任じる。

第 244 条

侵害に対する産業財産保護手続は侵害行為又は侵害に至る差し迫った危険が消滅した日から 2 年以内に提起しなければならない。

第 245 条

行政的保護手続の提起期間が切れた後でも、損害賠償を求めて民事訴訟を提起することが可能である。民事訴訟は、行政手続の終結後 2 年を経過した後は提起できない。

第 246 条

損害賠償は、被った積極損害と産業財産違反により失った得べかりし利益について請求する

ことができる。得べかりし利益は、とりわけ次に述べる要素により算定される。

(a) 違反がなかった場合は、産業財産権の所有者が権利の使用又は実施を通して実現したであろう利益

(b) 違反の結果として侵害者が現実に得た利益

(c) 侵害者が権利者から合法的なライセンスを得たなら権利者に対して支払ったであろうロイヤルティ

第 XVII 章 審判

第 247 条

侵害訴訟の場合を除いて、産業財産侵害に関して所轄当局が下した決定に対しては、その送達日から 15 日以内に再審査の申立を行うことができる。再審査申立には新たな書面証拠を添付しなければならない。

第 248 条

侵害訴訟の場合を除いて、手続を終了させる所轄当局の決定に対してはその送達日から 15 日以内に審判を提起することができる。審判は、仮の又は予防的な措置を命じる第 1 審の決定に対しては提起することができない。

第 249 条

審判は、新たな書面証拠、提出した証拠の異別の解釈又は純法律的問題点を提出若しくは提起して、決定を行った所轄当局に対して提起するものとする。所轄当局は本法及び INDECOPI の手続規則(TUPA)に規定する要件の充足を審査し、要件が具備されていることを確認した場合は、審判を行政的 2 審手続に付す。

第 XVIII 章 審判室に対する手続

第 250 条

審判書類が INDECOPI の知的財産権審判室に送付された場合は、同審判室は審判請求書を審判請求人がその審判提起について認められたのと等しい行為期間をもって被請求人が自己の主張を提出できるように被請求人に送付する。

第 251 条

証拠資料は書証以外は認められない。ただし、本規定に拘らず何れの当事者も主張が事実問題に関わるか法律問題に関わるかを明らかにした上で、口頭で意見を述べる機会を要求することができる。この要求を容認するか否かは、事件の重要性と複雑性を考慮した INDECOPI の知的財産権審判室の裁量に任される。口頭での意見交換のために当事者が召還された場合は、意見陳述の機会は聴聞日に出席した当事者にのみ与えられる。

補充規定

第 1 条

関係の登録簿に適正に登録された産業財産に関わるか又は登録されているか否かを問わず、商号に関わる政令第 26122 規定の不正競争行為は産業財産侵害行為とみなされ本法第 XVI 章に定める救済手続の対象となる。

第 2 条

法令第 807 号第 29 条及び第 30 条との関係において、法令第 716 号第 38 条(a)及び(b)の規定は非遵守当事者に準用される。

第 1 段落の規定は同様に、不正競争防止委員会における手続に準用される。

最終規定

第1条

「marca registrada」、「M.R.」(共に「登録標章」)又はその他同等の意味の語をペルー国の所轄当局に標章として登録されていない標識と共に使用することは禁じられる。登録標章を伴わないそのような同定標識を使用した場合は、そのような行為は所轄当局によって処罰され、そのような標識を使用した商品は没収され標識は破壊される。

第2条

本法第 XI 章の規定は産業財産の一切の構成要素に準用される。

第3条

刑法第 222 条、第 223 条、第 224 条、第 225 条及び第 240 条に規定する犯罪について刑事訴訟を開始する前に、公訴官は INDECOPI の所轄当局による技術報告を求めるものとする。この報告は 5 日以内に与えられなければならない。裁判所又は判事は、判決を下す際に当該技術報告の果たした効果を明示するものとする。

第4条

政令第 26017 号その他本法に反する法規は廃止される。

第5条

決議第 442-94-EF/SAFP は廃止される。

第6条

本法は官報による公布から 30 日後に施行される。

経過規定

第1条

本法の施行前に存在する立法の下に与えられた諸種の産業財産は，その本来有する存続期間が満了するまで効力を持続する。本法の施行前にペルー国でなされた特許，商標その他本法の対象となる産業財産の出願は，本法の規定に従って処理される。

第2条

本法により証明標章の所有者に与えられる権利は，政令第 26017 号に基づき付与された保証標章登録に準用される。保証標章登録は本法の規定による証明標章登録と同一の要件の下に更新が認められる。

第3条

本法の施行前になされた商号登録は，本法の規定に従って所定の時期に更新される。更新時に，商号所有者は当該商号の最初の使用日及びその使用が関わる経済活動を明示し証明しなければならない。

第4条

本法令に含まれる手続規定は，本法令の施行後に提起された手続に適用される。